

ご案内

令和6年度

千葉県高齢者・障害者住宅改修

事業者登録制度

目次	ページ
1 目的	2
2 ポイント	2
3 登録制度における注意点	2
4 登録申請手続き	3
5 登録に必要な書類	4
※登録に必要な書類の説明	4
6 住宅改修の制度別助成金の 申請手順	6
高齢者・障害者住宅改修 事業者登録申請書類作成例	8

令和6年3月

千葉県住宅供給公社

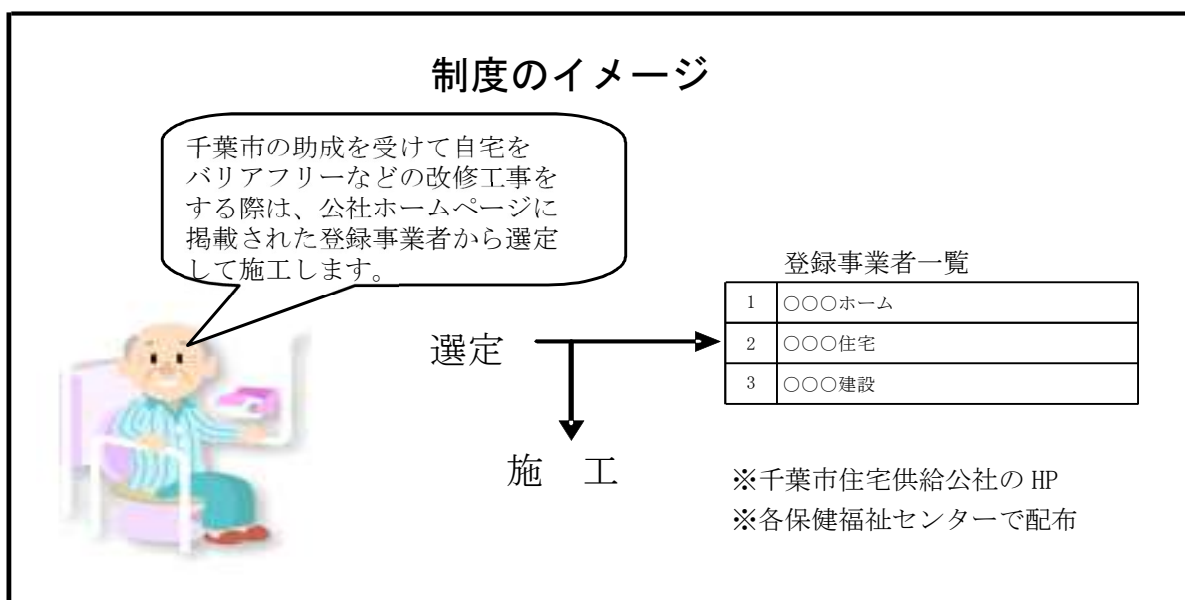
千葉市高齢者・障害者住宅改修 事業者登録制度

1 目的

この制度は、千葉市の「高齢者住宅改修費支援サービス制度」及び「重度障害者住宅改造費助成制度」（以下「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」という。）により、市民が日常生活を容易にするための住宅改修等をする（バリアフリー化）にあたって、登録事業者の中から安心して住宅改修事業者を選定できることを目的としています。

2 ポイント

- ① 改修事業者の登録義務付け（登録は随時受付、登録期間は令和7年3月31日迄）
（※登録事業者一覧は、住宅供給公社のホームページに掲載、各保健福祉センター・高齢障害支援課で配布）
- ② 対象制度は「高齢者住宅改修費支援サービス制度」・「重度障害者住宅改造費助成制度」とする。
- ③ 改修事業者は千葉市が別に定める単価限度額以下で施工
- ④ 登録は必要書類の提出、申請先は千葉市住宅供給公社



3 登録制度における注意点

- ① 法人の場合は、住宅改修事業者登録申請書に記載する本店所在地及び協定書に記載する会社の住所を、法人の登記事項証明書の本店住所により記入してください。
- ② 登録事業者は、千葉市が優良な事業者と認めるものではありません。

したがって、「千葉市登録の優良事業者」等の表示を行った営業活動は不適切であり、登録抹消の対象となります。

- ③「登録改修事業者の利用者へのサービス意識の向上」と「利用者への情報提供」のため、利用されたお客様のアンケートにより登録事業者を★から★★★★★の5段階に評価して、当公社ホームページにて公表します。

4 登録手続き

① 受付

月曜日～金曜日（但し祝祭日、年末年始除く）

受付時間 10:00～16:00

※ 行政書士による登録申請は委任状をご持参ください。

② 申請先 千葉市住宅供給公社 技術班 TEL043-245-7563

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1

（登録手続きは、郵送でも受け付けます）

※ 協定書を返送するため、長4封筒に84円切手を貼付け返送先を明記し提出してください。ただし、当該切手料金が改定された場合はその額としてください。



※ 登録業務は、「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度審査及び決定検査業務」を受託している「千葉市住宅供給公社」（以下「住宅供給公社」という。）が「千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課」及び「千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課」に代わり業務を行います。

※ 介護保険住宅改修の「受領委任払取扱事業所登録」については、別途手続きが必要となります。千葉市介護保険管理課へお問合せください。

5 登録に必要な書類

◎提出書類（※虚偽の記載があった場合は、登録の抹消となります。）

書類名称	申請者の区分		※1様式等	
	個人	法人		
①住宅改修事業者登録申請書	○	○	様式1	
②協定書（2通）	○	○	様式2	
③登記事項証明書（全部事項）	×	○		
④略歴書	契約責任者	○	○	様式3
	技術責任者	○	○	様式4
⑤従業員であることを証明する書類	契約責任者	○	○	
	技術責任者	○	○	
⑥技術責任者の資格を証する書類の写し	○	○		
⑦建設業・建設コンサルタントの許可、建築士事務所登録の写し（許可・登録業者の場合）	○	○		
⑧国税の納税証明書（原本）	○	○		
⑨市民税の納税証明書（原本） ※千葉市内に本社がある事業者のみ	○	○		
⑩印鑑証明書（原本）	○	○		
⑪使用印鑑届兼委任状 ※必要な場合のみ	△	△		

※1 「様式1」～「様式4」はダウンロードしてください。

※2 「市登録事業者」（令和6・7年度の「千葉市建設工事入札参加資格者」または「千葉市物品等入札参加資格者」）も上記書類すべてが必要です。

◎ 新規で登録する場合は、必要書類をフラットファイル（A4・2穴・色指定なし）に番号順に綴じ込み、図のように、表紙及び背表紙の下半分の位置に商号又は名称を記入してください。

※ 登録に必要な書類の説明

<表紙>

株式会社 千葉市リフォーム

<背表紙>

株式会社 千葉市リフォーム

- ① **住宅改修事業者登録申請書（様式 1）**は、右上の登録の区分の該当する部分を囲み、記入例に従って登録事項を記載して提出してください。法人の登記事項証明書の本店住所を記入し、印鑑証明書の印鑑を押印してください。
- ② **協定書（様式 2）**は「住宅改修事業者登録」に関する重要な取り決めが記載されています。登録申請者は、必ず「協定書」を熟読し、この制度の内容を理解し同意した上で申請してください。法人の登記事項証明書の本店住所を記入し、印鑑証明書の印鑑を押印してください。なお、締結日は公社決裁後の日付となりますので記入しないでください。
- ③「**登記事項証明書（全部事項）**」は、申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書（全部事項）。なお登録申請前3か月以内のものとしてください。
- ④の1 **契約責任者の略歴書（様式 3）**は契約責任者の契約業務に係わる職歴を記載してください。また、印鑑証明書の印鑑を押印してください。
- ・契約責任者とは、営業所ごとに契約業務の実務経験者の中から1名選任され、建設業法及び住宅改修工事に係わる契約に関する法令の遵守、又は本登録制度の手続き、契約者からの苦情への対応等に関して統括する責任を負います。
- ④の2 **技術責任者の略歴書（様式 4）**は技術責任者の有する資格の種類及び登録番号等と技術業務に係わる職歴を記載してください。また、印鑑証明書の印鑑を押印してください。
- ・技術責任者とは、営業所ごとに原則表1に示す資格等を有する者の中から1名選任され、住宅改修工事の適正な施工等に関する業務に関して統括する責任を負います。

表1. 技術責任者の資格

1級建築士、2級建築士、木造建築士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、技術士（建築部門に限る。）、建築設備士、マンションリフォームマネージャー、増改築相談員、インテリアプランナー、インテリアコーディネーター、1級福祉住環境コーディネーター、2級福祉住環境コーディネーター

※契約責任者・技術責任者については、兼務することが出来ます。

- ⑤ **契約責任者及び技術責任者が従業員であることがわかる書面**とは社会保険証（保険証に事業所名の記載が無い場合は、記載されている保険組合から在籍証明書の提出をお願いします。）、又は賃金台帳の写しなど社員であることが確認できるものです。ただし代表者本人を責任者として選任する場合は必要ありません。
- ⑥ **技術責任者の資格を証する書類の写し**とは、技術責任者の略歴書に記載した資格証明書の写しです。

- ⑦ **建設業・建設コンサルタントの許可、建築士事務所登録の写し**は、当該許可または登録業者である場合にその写しを提出してください。該当しない場合は提出の必要はありません。
- ⑧ 「**納税証明書**」は、税務署において証明書交付日までに納期が到来している法人税（証明書までに納期が到来している所得税）と消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないことの証明」を取得してください。法人の場合はその3の3、個人の場合はその3の2です。
- ⑨ 千葉市内に本社がある事業者は、市税事務所市民税課、市税出張所または市民センターで市民税（法人市民税）の「**納税証明書**」の交付を受けてください。
- ⑩ 「**印鑑証明書**」は、法人の場合は法務局、個人の場合はお住まいの市区町村で取得してください。なお申請書内の押印には、全てこの印鑑証明書の印鑑を使用してください。
- ⑪ 「**使用印鑑届兼委任状**」は、実印とは別の使用する印鑑を届け出る場合、又は支店長や営業所長等に委任を行う場合に提出してください。
なお、使用印は、代表者、支店長、個人名など使用する個人を特定できる印である必要があります。

※ 助成金制度別の書類提出先一覧

(制度により完了書類の提出先が異なりますのでご注意ください。)

	助成の申出は	工事が完了したら
高齢者住宅改修費支援サービス	<u>各区保健福祉センター</u> 高齢障害支援課	<u>市役所</u> 高齢福祉課
重度障害者住宅改造費助成	<u>各区保健福祉センター</u> 高齢障害支援課	<u>市役所</u> 障害者自立支援課
介護保険申請	<u>各区保健福祉センター</u> 高齢障害支援課介護保険室	<u>各区保健福祉センター</u> 高齢障害支援課介護保険室

高齢又は重度障害者の助成制度と併用して介護保険の住宅改修を申請した場合は以下の手順で完了届を提出してください。

①工事が完了したら

- ・高齢者住宅改修は市役所高齢福祉課へ高齢者住宅改修助成申請書を提出
- ・重度障害者住宅改造は市役所障害者自立支援課へ障害者住宅改造費用申請書を提出

②完了検査後、利用者宅に助成額決定通知書が送付されたら

- ・各区の保健福祉センター 高齢障害支援課介護保険室へ介護保険住宅改修完了届を提出

住宅改修の制度別助成金の申請手順

令和6年3月更新

	介護保険	高齢と介護保険併用	障害と介護保険併用
着工前の申請手続き	<p>①ケアマネージャー等に改修工事の相談</p> <p>②保険給付申請</p> <p><提出先> 各区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 住宅改修が必要な理由書 見積書(カタログ等添付) 工事箇所の写真(日付入り) 住宅改修の内容がわかる改修前後の図面(平・断面図等) 住宅所有者が異なる場合の承諾書 <p>③住宅供給公社による訪問調査(調査対象となった場合のみ)</p> <p>④確認のお知らせ通知</p>	<p>①ケアマネージャー等に改修工事の相談</p> <p>②助成の申出</p> <p><提出先> 各区の保健福祉センター高齢障害支援課高齢支援班</p> <p><提出書類></p> <p>介護保険の提出書類に加え高齢対象工事に関する以下の書類を提出する</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者住宅改修費助成対象費用確認申出書(様式第1号) 見積書(カタログ等添付) 工事箇所の写真(日付入り) 住宅改修の内容がわかる改修前後の図面(平・断面図等) 市民税所得割額を証明する書類(世帯全員の所得証明書等) 同意書(様式第1号の2) 高齢者状況票 借家の場合は賃貸借契約書と所有者の改修にかかる承諾書 その他状況による <p>③住宅供給公社による訪問調査</p> <p>④助成対象費用確認書を申請者の自宅に送付</p>	<p>①ケアマネージャー等に改修工事の相談</p> <p>②助成の申出</p> <p><提出先> 各区の保健福祉センター高齢障害支援課障害支援班</p> <p><提出書類></p> <p>介護保険の提出書類に加え障害対象工事に関する以下の書類を提出する</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者住宅改修費助成対象費用確認申出書 見積書(カタログ等添付) 工事箇所の写真(日付入り) 住宅改修の内容がわかる改修前後の図面(平・断面図等) 市民税所得割額を証明する書類(世帯全員の所得証明書等) 同意書(様式第1号の2) 借家の場合は賃貸借契約書と所有者の改修にかかる承諾書 その他状況による <p>③住宅供給公社による訪問調査</p> <p>④助成対象費用確認書を申請者の自宅に送付</p>
工事	<p>⑤工事着工</p> <p>⑥工事完了、支払い</p>	<p>⑤工事着工</p> <p>⑥工事完了</p>	<p>⑤工事着工</p> <p>⑥工事完了</p>
支払い請求手続き	<p>⑦工事完了の届出</p> <p><提出先> 各区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険住宅改修完了届 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書(※受領委任払い制度を利用する場合には、受領委任払用を使用のこと) 領収書(工事内訳書を添付) 工事完了箇所の写真(日付入り) <p>⑧住宅供給公社による完了検査(調査対象となった場合のみ)</p> <p>⑨住宅改修費の支給</p>	<p>⑦助成申請書を提出(高齢)</p> <p><提出先> 市役所高齢福祉課</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 助成申請書 内訳書(高齢分と介護保険分を合わせて提出) 工事完了箇所の写真(日付入り)2部(介護保険分含む) <p>⑧住宅供給公社による完了検査</p> <p>⑨助成額決定通知書、助成券ほか関係書類を申請者の自宅に送付(高齢)</p> <p>⑩申請者負担分支払い</p> <p>⑪工事完了の届出(介護保険)</p> <p><提出先> 各区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険住宅改修完了届 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書(※受領委任払い制度を利用する場合には、受領委任払用を使用のこと) 領収書 <p>⑫住宅改修費の支給(介護保険)</p>	<p>⑦助成申請書を提出(障害)</p> <p><提出先> 市役所障害自立支援課</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 助成申請書 内訳書(障害分と介護保険分を合わせて提出) 工事完了箇所の写真(日付入り)2部(介護保険分含む) <p>⑧住宅供給公社による完了検査</p> <p>⑨助成額決定通知書、助成券ほか関係書類を申請者の自宅に送付(障害)</p> <p>⑩申請者負担分支払い</p> <p>⑪工事完了の届出(介護保険)</p> <p><提出先> 各区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険住宅改修完了届 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書(※受領委任払い制度を利用する場合には、受領委任払用を使用のこと) 領収書 <p>⑫住宅改修費の支給(介護保険)</p>

千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者 登録申請書類作成例

住宅改修事業者登録申請書

HPの登録事業者一覧に掲載致します。

「登録番号」は、記入しないでください。

申請日 令和6年 月 日

登録番号

登録の区分 1.新規 2.更新 3.変更

■会社の概要等

商号・名称	フリガナ カブシキカイシャ チバシリフォーム		組織	株式会社・有限会社・合資会社・合名会社・その他	
	株式会社 千葉市リフォーム				
代表者氏名	フリガナ チバ タロウ		事務所TEL	(043) 245 - 0000	事務所FAX (043) 246 - 0000
	千葉 太郎				
本社所在地	〒 260 - 1111		資本金	1,000万円	
	千葉 都道 千葉市中央区千葉港〇丁目〇番〇号 府 県			創業の時期	西暦 1973年 11月 21日
建設業法による建築工事業の許可	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	大臣・知事 都道府県名(千葉県)			建築士事務所登録
		一般・特定 (〇〇) 第 〇〇〇〇 号		千葉 都道 第 〇- 〇〇〇〇-〇〇〇〇 号 府 県	
許可日		西暦 1975年 12月 1日		登録日 西暦 1976年 11月 29日	
ホームページアドレス	http://chiba...../com			E-mailアドレス chiba.....@.....co.jp	
事業所・営業所等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業所名	住所	連絡先TEL	FAX
		船橋営業所	千葉県船橋市.....	(047) 400-0000	(047) 400-0000
		市川営業所	千葉県市川市.....	(047) 300-0000	(047) 300-0000
				() -	() -

上記の通り、登録を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

また、法人の役員(※)のうち、過去に「千葉県高齢者・障害者住宅改修費助成制度」に関する協定を解除された者であった者がいないことを誓約します。 ※協定書第8条第1項第15号に規定する役員

事業所・営業所等が複数ある

社印がある場合は、押印して下さい。

印鑑証明書の印鑑を押印して下さい。

令和6年 月 日

(商号・名称) **株式会社 千葉市リフォーム**

(代表者氏名) **千葉 太郎**

実印

協 定 書

「千葉市住宅供給公社」を甲とし、「住宅改修事業者」を乙とし、「千葉市」の「高齢者住宅改修費支援サービス制度」及び「重度障害者住宅改修費助成制度」(以下「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」という。)に関して、次の条項により協定を締結する。

(協定期間)

第1条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(単価限度額)

第2条 乙は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録申請時に甲が提示した「単価限度額」以下の金額で施工しなければならない。ただし提示以外の項目については、適正な見積単価により算出した額を「単価限度額」とみなすものとする。

2 「単価限度額」は原則として毎年3月に甲が改訂し、乙はこれを同意するものとする。

(協力義務)

第3条 着工前の訪問調査及び工事完了後の確認検査は特段の事情がない限り立会うものとし、申請関係書類などの是正指導を受けた場合は、当該書類等をすみやかに訂正して提出すること。

(届出事項)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに甲に届けなければならないものとする。

- (1) 契約責任者又は技術責任者の変更があったとき。
- (2) 届出印を変更しようとするとき。
- (3) 営業を廃止又は休止しようとするとき。
- (4) 社名変更、住所変更、代表者変更、又は実印の変更があったとき。

(権利義務譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならないものとする。

(瑕疵責任)

第6条 乙は、乙の施工した工事について特に指示のあった場合を除き、検査又は確認の日から2年、乙の施工した工事の目的物の瑕疵を補修し、又はこれに代えてその損害を賠償しなければならないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、施工に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は「住宅改修工事依頼者」に損害を与えたときは、これを損害賠償保険等により賠償しなければならないものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この協定の期間満了前であっても、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 「住宅改修事業者登録申請書」に虚偽があったとき。
- (2) 虚偽の悪質な勧誘等を「住宅改修工事依頼者」へ行い、「甲」又は「千葉市」の信頼を損ねたとき。
- (3) 強引な販売手法や市民に事実誤認を与えるような営業活動・表示等を行ったとき。
- (4) 「不要な改修工事の強要」等により、「住宅改修工事依頼者」又は「千葉市」に損害を与えたとき。
- (5) 「助成対象費用確認申出書」の内容に虚偽があったとき。
- (6) 故意に見積数量・見積価格に誤りがあったとき。
- (7) 工事、業務方法などに対する是正勧告に正当な理由無く従わないとき。

- (8) 正当な理由無く書類の是正を行わず、著しい遅延を繰り返したとき。
- (9) 「住宅改修工事依頼者」との意志疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であったとき。
- (10) 「住宅改修工事依頼者」の都合など特段の理由によらず、「助成変更申出書」の提出がないまま確認書の有効期限内に工事が完了しないとき。
- (11) 改修の施工が著しく不適當であると認められたとき。
- (12) 「千葉市」に変更申請を行わず、完了検査時に「申請内容」と「完成品」が悪質に違うとき。
- (13) この協定の第5条に違反したとき。
- (14) 千葉市入札参加資格者名簿登録、千葉市小規模修繕業者登録、千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業者登録のいずれかの抹消処分を受けたとき。
- (15) 乙が、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに、過去に「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」に関する協定を甲の解除権により解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない法人の役員であったものを有するとき。

2 前項によるこの協定の解除の日から2年は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録申請はできないものとする。

(協定解除)

第9条 前条に定める場合のほか、甲又は乙は、1か月前までに予告し、この協定を解除することができるものとする。

2 委託者「千葉市」と受託者「千葉市住宅供給公社」の千葉市高齢者住宅改修費支援サービス事業、千葉市重度障害者住宅改造費助成事業及び介護保険住宅改修に係る審査等業務委託契約が締結されないときは、この協定を解除することができるものとする。

(登録抹消)

第10条 この協定が解除された場合は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録を抹消する。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

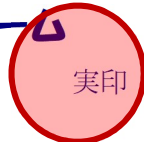
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

締結日 令和 5年 月 日

締結日は記入しないでください

甲 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市住宅供給公社
理事長 印

乙 住所 千葉市中央区千葉港〇丁目〇番〇号
社名 株式会社 千葉市リフォーム
代表者名 千葉 太郎



協 定 書

「千葉市住宅供給公社」を甲とし、「住宅改修事業者」を乙とし、「千葉市」の「高齢者住宅改修費支援サービス制度」及び「重度障害者住宅改修費助成制度」(以下「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」という。)に関して、次の条項により協定を締結する。

(協定期間)

第1条 この協定の期間は、末尾記載の締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

(単価限度額)

第2条 乙は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録申請時に甲が提示した「単価限度額」以下の金額で施工しなければならない。ただし提示以外の項目については、適正な見積単価により算出した額を「単価限度額」とみなすものとする。

2 「単価限度額」は原則として毎年3月に甲が改訂し、乙はこれを同意するものとする。

(協力義務)

第3条 着工前の訪問調査及び工事完了後の確認検査は特段の事情がない限り立会うものとし、申請関係書類などの是正指導を受けた場合は、当該書類等をすみやかに訂正して提出すること。

(届出事項)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに甲に届けなければならないものとする。

- (1) 契約責任者又は技術責任者の変更があったとき。
- (2) 届出印を変更しようとするとき。
- (3) 営業を廃止又は休止しようとするとき。
- (4) 社名変更、住所変更、代表者変更、又は実印の変更があったとき。

(権利義務譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならないものとする。

(瑕疵責任)

第6条 乙は、乙の施工した工事について特に指示のあった場合を除き、検査又は確認の日から2年、乙の施工した工事の目的物の瑕疵を補修し、又はこれに代えてその損害を賠償しなければならないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、施工に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は「住宅改修工事依頼者」に損害を与えたときは、これを損害賠償保険等により賠償しなければならないものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この協定の期間満了前であっても、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 「住宅改修事業者登録申請書」に虚偽があったとき。
- (2) 虚偽の悪質な勧誘等を「住宅改修工事依頼者」へ行い、「甲」又は「千葉市」の信頼を損ねたとき。
- (3) 強引な販売手法や市民に事実誤認を与えるような営業活動・表示等を行ったとき。
- (4) 「不要な改修工事の強要」等により、「住宅改修工事依頼者」又は「千葉市」に損害を与えたとき。
- (5) 「助成対象費用確認申出書」の内容に虚偽があったとき。
- (6) 故意に見積数量・見積価格に誤りがあったとき。

- (7) 工事、業務方法などに対する是正勧告に正当な理由無く従わないとき。
- (8) 正当な理由無く書類の是正を行わず、著しい遅延を繰り返したとき。
- (9) 「住宅改修工事依頼者」との意志疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であったとき。
- (10) 「住宅改修工事依頼者」の都合など特段の理由によらず、「助成変更申出書」の提出がないまま確認書の有効期限内に工事が完了しないとき。
- (11) 改修の施工が著しく不相当であると認められたとき。
- (12) 「千葉市」に変更申請を行わず、完了検査時に「申請内容」と「完成品」が悪質に違うとき。
- (13) この協定の第5条に違反したとき。
- (14) 千葉市入札参加資格者名簿登録、千葉市小規模修繕業者登録、千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業者登録のいずれかの抹消処分を受けたとき。
- (15) 乙が、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに、過去に「千葉市高齢者・障害者住宅改修費助成制度」に関する協定を甲の解除権により解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない法人の役員であったものを有するとき。

2 前項によるこの協定の解除の日から2年は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録申請はできないものとする。

（協定解除）

第9条 前条に定める場合のほか、甲又は乙は、1か月前までに予告し、この協定を解除することができるものとする。

2 委託者「千葉市」と受託者「千葉市住宅供給公社」の千葉市高齢者住宅改修費支援サービス事業、千葉市重度障害者住宅改修費助成事業及び介護保険住宅改修に係る審査等業務委託契約が締結されないときは、この協定を解除することができるものとする。

（登録抹消）

第10条 この協定が解除された場合は、千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録を抹消する。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

締結日 令和 年 月 日

締結日は記入しないでください

甲 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市住宅供給公社
理事長 印

乙 住所 千葉市中央区千葉港〇丁目〇番〇号
社名 株式会社 千葉市リフォーム
代表者名 千葉 太郎

契 約 責 任 者 の 略 歴 書

令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日(商号・名称) **株式会社 千葉市リフォーム**(代表者氏名) **千葉 太郎**

実印

下記の者を契約責任者として選任します。

1. 契約責任者氏名

千葉 次郎

2. 契約業務に係わる職歴

在勤期間 年月 ～ 年月	職務内容	勤務先
平成19年5月 ～	住宅改修業の契約責任者（部長）	(株)千葉市リフォーム
平成元年4月～ 平成19年4月	リフォーム工事の契約担当者	(株)平成リフォーム

備 考

「契約業務に係わる職歴」の欄には、最近のものから順次記入して下さい。また職務内容には役職名も記入して下さい。

技術責任者の略歴書

令和6年 月 日

(商号・名称) 株式会社 千葉市リフォーム

(代表者氏名) 千葉 太郎

実印

下記の者を技術責任者として選任します。

1. 技術責任者氏名

千葉 三郎

2. 資格の種類及び登録番号等

2級建築士 千葉県知事 第〇〇〇〇号

3. 技術業務に係わる職歴

在勤期間 年月 ~ 年月	職務内容	勤務先
2007年4月~	住宅改修業の設計・管理 (部長)	(株)千葉市リフォーム
1988年4月~ 2005年3月	リフォーム工事の設計・管理 (主任)	(株)花見リフォーム
2005年2月~ 1998年8月	工事現場監督 (担当者)	(株)千葉市建設

備考

1. 「資格の種類及び登録番号等」の欄には、下記一覧に示す資格の種類及びその登録番号等を記入して下さい。なお複数取得している場合は任意で1つ記入して下さい。

1級建築士、2級建築士、木造建築士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、
1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、
2級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、
技術士(建築部門に限る。)、建築設備士、マンションリフォームマネージャー、増改築相談員、
インテリアプランナー、インテリアコーディネーター、1級福祉住環境コーディネーター、
2級福祉住環境コーディネーター